

## 第3章 目標達成のための14の方策

### (2) 公の施設の使用料

#### ア 基本的な考え方

施設の使用料は、利用者から一定の負担を求める受益者負担の原則を基本に、利用者制限の有無などに応じてその負担割合を設定し、より公平かつ適正な料金体系に見直す。

#### (ア) 受益者に負担を求めるサービスの範囲

日常の施設の維持管理、貸館に係る経費とする。（人件費、光熱水費、委託料、役務費、使用料及び賃借料、消耗品費、修繕費、経常的な工事請負費 など）

#### (イ) 受益者負担比率

利用者制限のある施設 受益者負担率 100%

利用者制限のない施設 受益者負担率 70%

#### (ウ) 調整稼働率の設定

施設の維持管理等に係る経費を確保する観点から、施設の各部屋の利用率に応じた稼働率を設定する。

利用率	料金算定における調整稼働率
0～25%未満	50%
25～50%未満	70%
50%以上	100%

#### (エ) 使用料の単位

通年、全日均一の1時間単位の料金設定とする。

〔1時間当たりの料金の算定式〕

A（施設の受益者負担額）＝受益者負担対象経費×受益者負担率

B（各部屋の受益者負担額）＝A×（対象の部屋面積÷（施設の延べ床面積－共益面積））

C（各部屋の1時間当たりの料金）＝B÷（稼働時間×調整稼働率）

#### (オ) 営利又は営業目的の場合の使用料

営利又は営業を目的とする使用に対し、税を投入することは適当ではない上、民間の類似施設より低額で貸し出すことは民業圧迫となるため、当該施設の使用料の金額の10倍の額の使用料を徴収する。

#### イ 減額・免除基準の見直し

使用料等の減額及び免除については、行政目的の達成や団体の育成等の観点から政策的に適用している。しかし、一方で、公の施設の使用料の減額及び免除を適用している割合は、各施設の部屋ごとの金額ベースで平均66%にも上っており、受益者負担の原則からの乖離が見られる。こうした実態を踏まえ、関係団体等を交えた検討委員会を設置し、必要な見直しを行う。